

☆要望理由 1. 個別化の進行(多様化と複合化) 2. 退職給付制度の一体化 3. 制度環境の変化(経営形態の多様化(会社法改正・グローバル化、雇用・賃金制度の変化(高齢者)中途採用・成果型賃金)

改正要望の骨子	要望事項	内容	具体的な要望	摘要	
(改正要望の目的) ※企業年金制度の安定と発展 (要望骨子) 1. 受給権の公平性確保を基本とした制度の整備 (ルールの弾力化と計算基準の見直し)	イ. 労使合意に基づく柔軟な制度設計の確保	①. 加入者範囲の弾力化	* 加入者の範囲を、適用事業所単位に限定せず、もとなる退職一時金制度の対象者など、労使の合意に基づき定めることを可能とする(企業外への出向、合併等)	DB法2、25、27条 DC法2、9、11条	
		②. 加入資格の弾力化	* 加入資格を、もとなる退職一時金の受給資格を基準に付与することを可能とする(適格退職年金では、加入待機期間は弾力的な設定が可能)	DB法4、26条	
		③. 受給資格等の適用緩和	* 受給資格の判定、給付額の算定等において、就業規則等に基づいて加入期間・勤続期間・休職期間等の取扱いを定めることを可能とする	DB法27条	
		④. 年金裁定の公平化	* 選択一時金の支給上限に係る制限を緩和する	DB法施行令23条 DB法施行規則24条 DB法36条	
		⑤. 年金給付の弾力化	* 高齢者雇用安定法などに対応して、退職を事由とした年金の支給開始時期・支給期間・年齢による保障期間の設定等 原則自由に設定可能とする	DB法施行令56、57条	
		⑥. 年金清算配分の公平化	* 解散時の残余財産分配について、加入者・受給者の公平性確保を基本に解散時時価を基本(加入者一時金、受給者一時金)とする可とも可能とする	DB法5、6条 DB法施行令4条 DB法施行規則5、6条	
		⑦. 給付減額の弾力化・要件の明確化	* 給付減額については、もとなる退職一時金の確保を基本に労使合意で行えるようにすべきである、この場合、受給者が希望とした場合の一時金清算については、労使合意に基づき給付原価とする扱いを可能とする * 高齢者雇用安定法による雇用延長に対応するための制度変更は、年金支給開始時の一時金原資が減少していない場合には給付減額とはしない		
		ロ..ポータビリティの一層の拡充	①. 年金制度の一体化	* 企業年金制度の安定、加入者の受給権確保を促進するため、関係当事者の合意をもとに、現在認められていない確定拠出年金から確定給付企業年金への移行などを含めて可能とする	
			②. 移換原資の統一	* 受給権確保を支援するため、企業年金制度の制度間の移換について移換時時価(脱退一時金等)を原資として一体化を促進する(DCからDBへの移換を含めて検討)	
			③. 移換受入の弾力化	* 制度間の移行を円滑にするため、移換受入については当事者の合意をもとに選択、分割など原則自由とする	
	④. 年金通算機能の多様化		* 年金通算機能に関して、当事者の合意を基本に多様な選択が出来るよう受け皿を含め多様化をもとめる	DB法91条2、	
	⑤. 年金移換事務の簡素化		* ポータビリティを円滑にするため、加入者の自己責任を原則として、事務の簡素化をもとめる		
			* 企業年金の移換申出期限については、税法上特段の事情が無い限り、労使合意を基に定めることを可能とする	DB法施行令50条2、65の5 73条、88条2	
			* 中小企業退職金共済制度の解約手当金を被共済者に返還せず、確定給付企業年金の掛金充当や確定拠出年金への移換を認めるべきである	中小企業退職共済法8、17条 DC法54条施行令22条	

改正要望の骨子	要望事項	内容	具体的な要望	摘要				
2. 企業責任の明確化と負担軽減	イ. 企業年金制度の安定的な財政運営・制度運営の確保	①. 年金ガバナンスの強化	* 企業の貸金債務を基本とした制度提供責任を明確化すべき(要支給額の積立義務・開示等)	DB法69条1、3条1-1				
			* 企業年金基金等の実態に合わせて、年金統治の多様化に対応(受給者、外部専門家等の参加)出来るようにすべき					
			* 企業年金制度における財政の健全化及び受給権保護の推進をはかるため、年金積立金を早期に充実させるための過去勤務債務の一括償却や一時的な環境変化に起因する追加掛金の抛出・延長など、企業年金の安定運営に資する掛金設定(特別、特例)の弾力化をはかる		DB法施行規則46条 法人税法施行令付則16条 DB法施行規則58、59、63条			
			* 最低積立基準額の積立義務の現行経過処置(積立比率0.9以上)を平成19年3月31日以降も継続とする					
			* 業務経理の資産運用について自由化をはかる、年金経理から業務経理の繰入は厚生年金と同様とすべき			DB法施行規則111条1 114条施行令70条		
			* 受給権の保護に関する事項以外は、事後届出または規程化等により届出を不要とする範囲の拡大をはかる					
		* 一定要件を満たす場合(転籍の発生に伴うポータブルペンションの実施等)については、事前の承認・認可手続きを緩和し、事後届出または届出を不要とする範囲の拡大をはかる	DB法5、6、12、16条					
		* 事前の承認・認可手続きを要する場合においても、説明資料・事例集等できる限り基準を明確にし、手続きが効率化するようすべきである						
		* 遺族一時金の取扱いに関して、退職金相当部分について民法適用とされたい		DB法47、48条				
		* 規約申請期間の短縮(現行2ヶ月前⇒1ヶ月前)決算書提出期限の延長(現行年度末4ヶ月以内⇒5ヶ月以内)等事務の実態を踏まえた見直しをはかる						
		②. 財政運営の弾力化			* CBプランの指標利率の選択肢を拡大し、一定の範囲で運用実績を給付に反映することを可能にすることを検討すべき	DB法100条1		
					* 確定拠出年金において、現行の個人運用を基本としたものに加えて、世代間のリスク平準化や効率的な運営を可能とする加入者全員の資産を全体として共同運用する共同運用型制度を可能とすべき			
③. 事務の簡素化	* 企業年金制度の拡充(適格退職年金移行を含め)をはかるため、公的年金と同様に運用時を非課税とし給付時課税に統一されたい		DB法施行規則26、28、29条					
	* 全体的な税制見直しにおいても、安心して働ける社会を実現していくため退職所得を含めた総合的な見直しの中で、企業従業員の老後所得形成を目的とした企業年金制度に対する支援拡充をもとめる							
	④. ハイブリッド型制度の導入			* 社保情報(死亡、在職等)について企業年金業務に限定して活用できるようもとめる	年企発0530001号			
				* 基本部分の上乗せ部分について一律の一時金清算を認めるべき				
		3. 国の支援維持		イ. 企業年金制度に関する税制の整備		①. 年金税制の一体化	* 企業年金制度の拡充(適格退職年金移行を含め)をはかるため、公的年金と同様に運用時を非課税とし給付時課税に統一されたい	
							②. 退職給付課税の現行水準維持	* 全体的な税制見直しにおいても、安心して働ける社会を実現していくため退職所得を含めた総合的な見直しの中で、企業従業員の老後所得形成を目的とした企業年金制度に対する支援拡充をもとめる
4. その他要望			イ. 社保情報に関する要望 ロ. 代行返上に関する要望					* 社保情報(死亡、在職等)について企業年金業務に限定して活用できるようもとめる
								* 基本部分の上乗せ部分について一律の一時金清算を認めるべき